

様式第2号(第6条関係)

誓約書

令和4年度八女市新しい生活様式対応事業導入助成金（以下「助成金」という。）の交付について、次の事項を厳守し、万一これに違反し、又は市に対して損害を与えたときは、助成金の交付を取り消され、返還請求をされても一切の異議申立てはいたしません。

- 1 現在八女市内に事業所を有し事業活動を行っており、今後も八女市内において事業を継続するよう努めます。
- 2 令和4年度八女市新しい生活様式対応事業導入助成金交付要綱の規定を順守し、助成金は八女市内事業所における活動に使用します。
- 3 厚生労働省が提示する「新しい生活様式」又は業種別ガイドラインに従った感染防止対策を実施しています。
- 4 助成対象とする事業は、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動及びこれらに類する事業ではありません。
- 5 偽りその他不正な手段によって交付決定を受けたと市長が判断した場合は、助成金を返還します。
- 6 八女市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者ではありません。
- 7 助成金受給の前後を問わず、市職員が申請の内容に関する確認のため、現地や書類内容の調査を行うことに同意します。
- 8 申請書類の不備等に関して八女市から依頼があった場合は応じます。また、申請期限（令和5年3月31日）までに応じなかった場合は、不交付として取り扱われることに同意します。

八女市長

年 月 日

(申請者)  
住 所  
氏 名 (自署)  
電話番号